

一般国道2号岩国・大竹道路トンネル技術検討委員会 規約

(設置)

第1条 一般国道2号岩国・大竹道路トンネル技術検討委員会(以下「委員会」という。)は、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所が設置する。

(目的)

第2条 委員会は一般国道2号岩国・大竹道路の山手トンネル(仮称)において、地表面影響を考慮した、トンネル構造及び施工方法について、公平・中立な立場で客観的データに基づき、科学的に審議・検討し、山口河川国道事務所に対して、専門的な意見・助言を行うことを目的とする。

(審議・検討事項)

第3条 委員会では、次の事項について審議・検討等を行う。

- (1) トンネルの構造に関する事項
- (2) トンネルの施工に関する事項
- (3) 地表面影響に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、別表―1に掲げる学識経験者等からなる委員で構成する。

- 2 委員を追加する場合は、委員会の承諾を得なければならない。
- 3 委員は、委員会の目的に照らし、公正・中立な立場から特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を統括する。
- 3 委員会は、委員長が招集する。
- 4 委員長に事故あるときは、予め委員長が指名する委員がこれを代行する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときには、委員会の同意を得て、委員会の会議に委員以外の者の出席・発言を求めることができる。

(委員の義務)

第6条 委員は公正・中立な立場で客観的データに基づき、科学的に審議・検討を行わなければならない。

- 2 委員は、職務上の地位を政治的目的、営利的目的のために利用してはならない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から委員会の終了までとする。

(情報公開)

第8条 委員会の情報公開に関する方法については別に定める。

(事務局)

第9条 委員会の審議・検討を円滑に進めるために事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所に置く。

3 事務局は、公正・中立な立場で次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 委員会で審議・検討を行うために必要となる調査、資料作成及びその説明
- (2) 委員会開催の日程調整及び会場設置
- (3) 議事録の作成
- (4) その他委員会に係る庶務

(その他)

第10条 本規約に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な項目は、その都度委員会において定める。

(附則)

この規約は、令和3年2月3日から施行する。

「一般国道2号岩国・大竹道路トンネル技術検討委員会」の構成

(敬称略、順不同)

氏名	所属
かなおり ゆうじ 金折 裕司	山口大学大学院 理工学研究科 元教授
くさか あつし 日下 敦	国立研究開発法人 土木研究所 道路技術研究グループ 上席研究員
しんじ まさと ◎進士 正人	山口大学大学院 創成科学研究科 教授
にしがき まこと 西垣 誠	岡山大学 名誉教授
ましも ひでと 真下 英人	一般社団法人日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所 所長

※◎: 委員長

一般国道2号岩国・大竹道路トンネル技術検討委員会の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般国道岩国・大竹道路トンネル技術検討委員会規約第8条情報公開に基づき、一般国道2号岩国・大竹道路トンネル技術検討委員会の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 一般国道2号岩国・大竹道路トンネル技術検討委員会の会議は、非公開とする。

(会議開催の周知)

第3条 事務局は、会議を開催するに当たって、会議の日時、場所等必要事項を記載した会議の開催案内を作成し、これを次の方法により会議を開催する旨の周知を図るものとする。

(1) 報道機関への周知（記者発表）

(報道機関による取材への対応)

第4条 報道機関による会議の取材については、次に掲げる方法により対応するものとする。

- (1) 報道機関の確認は、会場の受付において、社名、氏名の記入を求めることにより行う。
- (2) 報道機関の会場への入室は、冒頭の撮影までとし、退室については委員長が指示するものとする。
- (3) 報道機関へは、会議終了後に会議の概要の提供に努める。

(議事録の作成及び公開)

第5条 事務局は、委員会終了後、議事録（議事の経過、結果等を簡潔に取りまとめたもの）を作成するものとする。

- 2 作成した議事録の内容に正確を期すため、委員長の確認を経るものとする。
- 3 事務局は、作成した議事録および会議資料を山口河川国道事務所ホームページにおいて公開を行うものとする。
- 4 議事録および会議資料について、法令の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報が含まれる場合には、その情報を除いたものを公表する。

(附則)

この要領は、令和3年2月3日から施行する。